

Title	G. ハーマンの道徳的相対主義について
Sub Title	A note about G. Harman's moral relativism
Author	弓削, 隆一 (Yuge, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 No.17 (2002. 5) ,p.1- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20020531-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

G. ハーマンの道徳的相対主義について

弓 削 隆 一

1 ハーマンの見解

論文 [2] において、G. ハーマンは「道徳は、人々の集団が彼等相互の関係について暗黙の合意に達し、あるいは無言の了解を持つに至ったときに生ずる」とし、『『大きい』が比較の対象との関係においてのみ意味を持つ」と同様、道徳的判断は、特定の合意との関係においてのみ意味を持つ」と主張する。

その帰結は次のような刺激的なものとなる：われわれと根本的な道徳原則を共有していない行為者については、われわれは道徳的な「……すべし」という判断を下すことはできない。野生動物についてたとえば「その狼は人を殺して喰うべきではない」という道徳的判断を下すのが誤っているのと同様に、「人を殺してはならない」という道徳原則に合意していない行為者に関して、「彼は……を殺すべきではない」ということは誤りである。なぜなら、彼には、殺人を差し控える理由（動機）が存在しないからである。

彼のこの見解は、「べし」という語に関する分析に基づいている。「a は b を殺すべきでない」という道徳的判断の中の「べし」（道徳的な「べし」）は、「a が b を殺す、というようなことは起こるべきではない」という判断の中の「べし」（評価的な「べし」）とは区別すべきであり、前者は「b を殺すことを差し控える理由が a にはある」ということを含意する、

と彼は言う。この点で、道徳的な「べし」は、「銀行強盗は裏口から侵入すべきだった」というような判断—その意味は「裏口から入ることは、銀行強盗の目的を達する為には、合理的だった」—の中の「べし」（合理性の「べし」）に近いものとみなされている。

道徳的な「べし」のこのような分析の背景にあるのは、行為者にそれを行う理由がないときには、道徳的に「彼は……すべきである」という判断を下すことはできない、というハーマンの内在主義の考え方である。

2 異なる道徳規範に従う者の行為の評価

評価者とは異なる道徳規範に従っている者の行為をどう評価すべきか、という問題を考えてみよう。たとえば、行為者自身は道徳的義務と信じながら行ったテロ行為を、テロを悪と考える評価者はどう評価すべきなのか。

一つの立場は、評価者はあくまでも自分の道徳規範に従って評価を下すべきであり、行為者の信念がどのようなものであれ、「彼はテロ行為を行うべきではなかった」と断定してよい、というものである：「彼は……すべきだった／すべきでなかった」という判断は、「彼は、自分は……すべきだと考えていた／すべきでないと考えていた」という判断とは異なるのだから、行為者自身の評価がどのようなものであったかは関係ない。行為者が誤って善と信じて行ったとしても、悪は悪なのだ。たしかに、行為者自身は、どのような説得を試みても、「私はそれをすべきではなかった」ということに同意することはないかもしれない。しかし、それは「彼は……すべきではなかった」という判断の誤りを示すものではない。

しかし、反論者は次のように言うだろう：こうした場合に、「それでもやはり、彼はテロ行為を行うべきではなかった」と断定することは、「彼は自分の道徳規範ではなく、評価者の道徳規範に従うべきだった」と言うことに等しい。それを要求するためには、評価者は自分の道徳規範の普遍的妥当性を信じていなければならない。さらに、仮に客観的に評価者の

道徳規範が正しく、行為者の規範が誤りであったとしても、「人は自分が正しいと信じる規範ではなく、客観的に正しい規範に従うべきだ」と言うことができるだろうか。「何が正しいとあなたが信じているにしても、それとは関係なくあなたはこの規範に従わなければならない」と言うのは、行為者に自ら判断することの放棄を求めることであり、行為者の自律性の否定ではないか。⁽¹⁾

逆に、評価者は自分の基準ではなく、行為者が従っている道徳規範に基づいて評価を下すべきだ、という立場もあり得る。人は自分が正しいと信じることを行うべきである、彼は、テロ行為を実行することが正しいと信じていたのだから、「彼はテロ行為を行うべきだった」と判断していい、と考える立場である。

この立場は、「行為者集団相対主義」と呼ばれる相対主義の一形態の中に見ることができる。行為者集団相対主義は「ある行為が正しいのは、それが行為者の属する集団の規範に一致する場合である」と要約される。道徳的判断の客観的に正しい基準は存在しないのだから、社会集団の現存の規範が道徳的判断の唯一の妥当な基盤であり、我々とは異なる規範を持つ社会集団の成員の行為を我々の規範で判断することは、我々の規範を不当に絶対視することになる、と行為者集団相対主義は考える。

しかし、こうした相対主義の観点だけからでは、「ある行為に関する道徳的判断の基準は、行為者が属する集団の規範でなければならない」という結論は導かれぬ。行為者が属する集団の規範に基づく判断と、我々の規範に基づく判断が異なる場合、そのどちらか一方の判断が客観的に正し

(1) この反論に対しては、次のような返答が可能かも知れない：この場合の「彼はテロ行為を行うべきではなかった」という判断の意味は、「テロ行為を正しいものと考えながら、それでもなおそれを差し控えるべきだった」ということではなく、「テロ行為を正しいものと考えるべきではなかった」ということである。これは、行為者自身が納得していない道徳への盲目的服従を求めることではない。

い、とすることができないだけである。行為者集団相対主義に積極的な理由を与えているのは、むしろある種の相対主義化されたカント主義であるように思われる。

カントは、何等かの目的からなされた行為がたまたま理性の命ずる行為に一致する場合を「義務にかなう行為」と呼び、道徳規範の理性的理解のもとでその規範に従うことを理由としてなされた行為である「義務に基づく行為」から区別している。「相対主義化されたカント主義」と私が呼ぶのは、普遍的に妥当な道徳法則の存在に関してはもはやカントに同意しないが、「義務にかなう行為」と「義務に基づく行為」の区別にはまだ正当性があるとき生じてくる、次のような考え方である：善なる行為とは、行為者が正しいと考える規範に基づく行為のことであり、すなわち行為者が属する集団の道徳的規範に基づく行為である。

しかし、行為者集団相対主義者の言うように、評価者自身は悪と考えているテロ行為に関して、「彼はそれを実行すべきだった」という道徳的判断をしなければならない、というのはかなり不自然である。もしそのように判断するなら、それはテロ行為を肯定することになり、テロを悪と考える評価者の立場に矛盾するようになる。ハーマンの言う「合理性のべし」—「彼の目的を達するためには、彼はそれを実行すべきだった」—の判断としては可能であるとしても、道徳的判断として、「彼はそれを実行すべきだった」と言うことはできないのではないか。

行為の評価は、行為者の評価と出来事の評価の中間にある。「あのようなテロ事件が起こるべきではなかった」と出来事に関しては否定的な評価を下し、同時に「彼は自分が正しいと信じることを勇気をもって実行した」という理由から行為者に関して肯定的に評価することは、可能かもしれない。しかし、こうした場合に、「彼は……すべきだった／すべきでなかった」という、行為そのものを評価する道徳的判断をしようとする、上述のような困難に直面する。このように考えると、評価者とは異なる道徳規範に従う者の行為に関しては、「彼は……すべきだった／すべきでなかつ

た」という道徳的評価はできない、とするハーマンの立場が妥当なものであるように見えてくる。

3 自分の過去の行為に関する評価

それでは、行為者にそれを行う理由がないときには、道徳的に「彼は…すべきである」という判断を下すことはできない、という道徳的な「べし」に関するハーマンの分析は常に正しいだろうか。ハーマンの分析が当てはまらないが、しかし、明らかに道徳的な「べし」の用法が存在するように、私には思われる。それは、道徳的信念の根本的な変化—道徳的改心—の後に、行為者が過去の自分の行為に関して下す判断である。

ハーマンが例にあげているような、人を殺すことを差し控える理由（動機）をまったく持たない殺人者が、その後考えを改め、「人を殺すことは悪いことだ」と考えるに至ったとしてみよう。彼は、かつて自分が犯した殺人について、どのような評価をするだろうか、またすべきだろうか。

「殺人行為を実行したとき、私は、人を殺すことは悪いことだとは考えていなかった。そのときの私には殺人をを差し控える理由は何もなかった。それゆえ、そのとき私は殺すべきではなかった、とは言えない」と彼は言うだろうか。私にはそうは思えない。彼は「それでもやはり、私は殺すべきではなかった」と言うのではないか、また言うべきではないか。そして、この判断の中にある「べし」は、明らかに道徳的な「べし」ではないか。

しかし、彼が「私は殺すべきではなかった」と言うとき、それは何を意味しているのだろうか。彼は「そのとき私は気づいていなかったが、それでもやはり私には殺人を差し控える理由があった」と言っているのだろうか。そうであるとすれば、ここでの「理由があった」というのは何を意味するのだろうか。

犯行の時点に彼が合意していた道徳的原則は実際には「人を殺してはならない」ということを含意していたが、そのときには彼はそのことに気づ

いていなかった、という場合もあるだろう。このような場合には、犯行の前に合理的な説得がなされたなら、彼はそれに気づき、殺人の実行を取りやめたかも知れない。この場合には、ハーマンの立場でも「私は殺すべきでなかった」という道徳的判断は肯定されるだろう。

しかし、「道徳的信念の根本的な変化」と言えるのはこのような場合ではなく、犯行の時点で彼が合意していた道徳的原則が、「人を殺してはならない」ということをまったく含意していなかったような場合である。このような場合には、犯行の前にどのような合理的説得が試みられたとしても、彼は殺人の実行を取りやめはしなかつただろう。こうした殺人者が、道徳的な改心の後に、「人を殺すのは悪いことだ」と考えるに至る、というのはあり得ないことではない。道徳的改心というのは、必ずしも合理的な説得によってなされるものではないからである。

この後者の場合に、彼が「私は殺すべきではなかった」と言うとしたら、その意味は、「犯行の時点では、私には殺人を差し控える理由（動機）はなかった。しかし、それでもやはり私は殺すべきではなかった」と言っているのか、あるいは、「たしかに私は現実には、人を殺すのは悪いことだ、と考えていなかった。しかし、私はそう考えるべきだった。その意味で、私にはやはり人を殺すことを差し控える理由があったのだ」と言っている、と考えざるを得ない。この判断の中の「べし」が道徳的な「べし」でないとは、私には思えない。

以上の考察が正しいなら、行為の時点で行為者にそうする理由（動機）がなかったにもかかわらず、それでもやはり「私は……すべきだった／すべきでなかった」と言える場合が存在する、あるいは、行為者が現に合意している道徳規範ではなく、合意すべきだった道徳規範を理由として、「私は……すべきだった／すべきでなかった」という道徳的判断が可能な場合が存在する、ということになる。これは、ハーマンの分析が当てはまらない、道徳的な「べし」の用法が存在することを意味する。

4 以上の考察は他者の行為の評価にも適用できるか

以上のことは、自分の過去の行為についての評価に関してのみ言えることだろうか。それとも、他者の行為の評価に関しても、同様のことが言えるのだろうか。

行為の時点ではそうする理由がなかったにもかかわらず、それでもなお「私は……すべきだった／すべきでなかった」という断定を行うとき、そこには、行為の時点に比べて、私の現在の道徳的判断は「より正しい」という信念が含まれている。これは、「道徳的改心」を好みの変化などと比べてみれば明らかに思われる。

かつてコーヒーより紅茶を好み、常に紅茶を選択していた人が、後にコーヒーの方を好むようになったとしよう。この好みの変化の後で、彼が「紅茶を好んでいたあのころの私にはコーヒーを選ぶ理由はなかったが、それでもやはり私はコーヒーを選ぶべきだった」と言うとしたら、それは馬鹿げている。仮に「道徳的改心」が単に好みの変化であり、かつては殺人を好んでいたが、今は殺人を嫌っているということに過ぎないのであれば、「殺人を好んでいたそのときの私には殺さない理由はなかったが、それでもやはり私は殺すべきではなかった」と言うのは、コーヒー／紅茶の選択の場合と同様に、馬鹿げているということになるだろう。

現実に「かつて私は殺人が悪いことだとは考えていなかった。しかしそのときでも、やはり私は殺すべきではなかった」と人が言うことができるのは、かつて「殺人は悪いことだ」と考えなかった人が、「殺人は悪いことだ」と考えを改めるとき、その人はそれを単なる変化としてではなく、「より正しい」ものへの変化として考えているからこそではないか。

これが自分の過去の行為の評価に特有のことであるとは、私には思えない。道徳的な意味で「殺人は悪いことだ」と考えている人は、同時に「殺人は悪いことだ」と考えるのは、そう考えないことよりも、正しい」とも考えているのではないか。そして、そう考える人は、たとえ行為者が「殺人

は悪いことだ」とまったく考えていなかった場合でも、「彼もまた殺人は悪いことだと考えるべきだった。それ故、現実には彼がそう考えていなかったとしても、それでもやはり彼は殺すべきではなかった」と言わざるを得ないのではないか。⁽²⁾

ハーマンの立場に立つなら、人は自分の道徳的信念を単なる個人的な意志や好みと同様に考えざるを得なくなるように、私には思われる。たしかに、いかに私がコーヒーの方を好むからと言って、コーヒーより紅茶を好む人について「それでもやはり彼はコーヒーを選ぶべきだ」と言うのは馬鹿げている。しかし、「人を殺すことは悪いことだ」とまったく考えていない人について、「それでもやはり彼は殺すべきではない」ということが、同様に馬鹿げていると考える人は、少ないのではないか。

このように考えるとき、ハーマンの立場は一見してそう見える以上に、現在多くの人が信じている道徳についての考え方に大きな変更を迫るものに見えてくる。

参考文献

- [1] Louis P. Pojman. Gilbert Harman's Internalist Moral Relativism. *The Modern Schoolman* LXVIII, November 1990.
- [2] Gilbert Harman. Moral Relativism Defened. *Philosophical Review* vol. 84, 1975.

(2) この判断は必ずしも行為者の責任を含意しない。「殺人は悪いことだ」と考えていなかったことについて彼に責任がない場合、殺人行為そのものに関して、彼には責任がないと言える場合も考えられるからである。